

あいちエアロスペースコミュニティ規約

(名称)

第1条 本コミュニティは、あいちエアロスペースコミュニティ（英語名：AICHI AEROSPACE COMMUNITY、略称：AAC）（以下、AAC）と称する。

(目的)

第2条 AACは、あいち・なごやエアロスペースコンソーシアム（以下ANAC）のワーキンググループとして位置づけ、愛知県の航空宇宙産業の一層の発展のため、航空宇宙産業に関する情報共有及び会員同士の連携促進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 AACは、第2条の目的を達成するため、次の活動を実施する。

- (1) 航空宇宙産業に関する最新動向の情報共有
- (2) 海外販路開拓に向けたマーケット動向や成功事例の共有
- (3) 国や自治体等の航空宇宙産業振興施策や支援制度情報の共有
- (4) 大学と会員又は会員同士の研究開発の促進
- (5) 会員同士のネットワーキング
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 AACは、第2条の目的及び第3条の活動内容に賛同する法人、団体又は個人（以下、会員）で構成する。

(運営)

第5条 AACは、愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課長（以下、次世代モビリティ産業課長）が招集する。

2 AACの座長は、ANACの事務局長が務める。

3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、次世代モビリティ産業課長が指名した者が座長を務める。

(事務局)

第6条 AACの事務局は、愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課に置く。

(入会)

第7条 AACの会員になろうとする者は、様式1「入会申込書」を事務局に提出し、その承認を受けることにより会員になることができる。

2 会員が様式1「入会申込書」に記載した法人名、代表者及び担当者の登録情報が変更となったときは、様式2「登録情報変更届」を事務局に提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員がAACを退会しようとするときは、様式3「退会届」を事務局に提出しなければならない。この場合、事務局が退会届を受領したことをもって退会とする。

(除名)

第9条 AAC事務局は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員を除名することができる。

- (1) AACの目的にふさわしくない行為を行ったとき
- (2) AACの活動を妨げるような行為を行ったとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会費等)

第10条 会費は無料とする。ただし、会員同士のネットワーキングを開催する際には、別途定める参加料を徴収する。

(その他)

第11条 この規約に定める事項の他、AACの運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、2024年4月1日から施行する。

この規約は、2025年4月1日から施行する。